

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成28年 第 3 号
受付日	平成28年 1月19日
送付日	平成28年 1月19日
答弁受理日	平成28年 2月 9日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	豊田政典
所管部局	市民文化部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

「防犯外灯の設置・管理」について

『四日市市総合計画』には、「基本目標」5本柱の一つとして「誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち」と書かれている。市民を災害や犯罪・事故から守るために未然に防災・防犯対策を講じることは、自治体の基本中の基本責務である。税という市民の金を集めて、公共の福祉に寄与する施設・設備を整備することは、行政の本旨である。

防犯外灯設置について四日市市では、単位自治会が設置し市が補助金を出す、というルールになっている。私は、数年前から自治会長である市民の方から意見を頂き（安全なまちをつくる、と言いながら補助事業というのはおかしい）、その意見に同意し、担当課である市民協働安全課と話し合いを継続してきた。担当課に検討を委ねてから既に数年が経過、その間に補助金の一括支給という制度改正を速やかにされたことは評価するものの、未だに本論の結論は受けていない。

Q 防犯外灯は、「市民の安全を守る」という行政の責務を果たすため、（各自治会と協議の上）市が設置場所を定め、（補助事業ではなく）市の事業として（電気料金を含む全額を市の予算で）設置・維持管理する、その上で、市の基準による設置箇所以外の外灯は、従来通りの補助事業として行なう。この方向で制度改正を行なうべきだと考えるが、市の見解を問います。

一補助事業の実績・課題、これまでの市内部での検討経過、他自治体の実情、など、併せて回答を頂きたいと思います。